

住友重機械グループ 贈賄防止基本方針

公布：2021年7月1日

実施：2021年7月1日

当社グループは、本基本方針において、当社グループ各社及びその役員・従業員による、国内外の公務員及びこれに準じる立場の者（以下、「公務員等」という）並びに民間人及び民間企業に対する贈賄の防止に係る基本方針を取り決め、遵守することにより、贈賄を防止し、公正な競争や取引を追求します。

1. 法令の遵守

当社グループ各社及びその役員・従業員は、各国の贈賄防止に関連する法令を遵守します。

2. 贈賄の禁止

当社グループ各社及びその役員・従業員は、贈賄行為（ファシリテーション・ペイメントを含む）を行いません。また、これら贈賄行為によらなければ達成できないような業績の追求は行いません。事業を行うすべての国・地域において、万が一、公務員等又は民間人若しくは民間企業から不正な利益の供与を要求されても、当社グループ各社及びその役員・従業員は、これを毅然と拒絶し、状況に応じて関係当局に報告します。

3. 第三者を通じた贈賄の禁止

当社グループ各社が代理店、コンサルタント等の第三者を起用し、又は第三者と共同で事業の実施等を行う場合には、社内規程の基準を満たしていることや役務と対価の妥当性を確認し、承認するとともに、第三者との契約に贈賄防止に関する条項を明記する等の措置を講じ、第三者を通じた贈賄を防止します。

また、第三者に対する支払い又は支払いの一部が、贈賄行為、贈賄に関係する行為、贈賄の可能性のある行為のために利用されることを禁止します。当社グループ各社の役員・従業員が第三者に贈賄を行うことを指示し、そそのかし又はほう助することを禁止します。

4. 過度な接待・贈答の禁止

当社グループ各社及びその役員・従業員が接待・贈答を行う場合には、法令及び社内規程に準拠し、社会通念に照らして華美・過大なものとならない範囲で行うものとします。

5. 適正手続及び記録の保管

当社グループ各社は、代理店、コンサルタント等の第三者を起用し、若しくは第三者と共同で事業の実施等を行い、又は接待・贈答等を行う場合には、社内規程に基づいた審査承認・

決裁手続や経理処理を適正に行い、その記録を適正に保管します。

6. 贈賄防止の教育

当社グループ各社は、贈賄防止を周知徹底するために、役員・従業員への教育を継続的に実施します。

7. 内部通報制度

当社グループ各社は、内部通報制度を導入及び運用することにより贈賄を早期に発見し是正します。

8. モニタリングと継続的改善

当社グループ各社は、自社及び管轄する関係会社における本基本方針及び贈賄防止に関する社内規程の遵守状況をモニタリングし、モニタリングの結果に基づき継続的に改善を図ります。

9. 違反者への対応

当社グループ各社は、その役員・従業員が贈賄防止に関連する法令又は社内規程に違反した場合、就業規則等の関連する社内規程に従い、厳正に処分を行うとともに、必要に応じ、関係当局への報告、当該役員・従業員への損害賠償請求等の厳正な措置をとるものとします。

以上